注1　1、10、21及び31の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

［削る］

2　［略］

3　2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、通信の相手方、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

［(3)　略］

6　5の欄は、当該装置がセット予備（現用の送信装置と同等の設備であつて周波数が同一のものをいう。）又はシステム予備（セット予備以外のものをいう。）の場合は、該当する□にレ印を付けること。また、セット予備の場合は、括弧内に主装置の装置の区別の番号を記載すること。

7　6の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　略］

(5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(6)・(7)　略］

(8)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

［(9)　略］

注1　※印を付けた欄は、記載しないこと。

2　1及び29の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3　［同左］

4　2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、通信の相手方、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

5　3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6　［同左］

［(1)　同左］

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

［(3)　同左］

7　5の欄は、当該装置がセット予備（現用の送信装置と同等の設備であつて周波数が同一のものをいう。）又はシステム予備（セット予備以外のものをいう。）の場合は、該当する□にレ印を付けること。セット予備の場合は、括弧内に主装置の装置の区別の番号を記載すること。

8　6の欄は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　同左］

(5)　変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(6)・(7)　同左］

(8)　技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

［(9)　同左］